07 財務省(8次提案最終回答)

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	理解の分類・の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	理解の分類・の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0730010	免税手続き場所と物品引渡し場所との分離の容認（免税手続きの一括処理の可能化）	輸出物品販売場免税の特例法第８条、消費税法施行令第４５条、消費税法施行規則第６～１０条	輸出物品販売場免税の制度は、輸出物品販売場を経営する免税事業者が、外国人旅行者等の非居住者に対して、輸出するための所定の方法により購入される特定の物品の譲渡を行った場合に、その譲渡に対する消費税が免除される。	D及びC	—	現行の輸出物品販売場の許可基準（消費税法基本通達８－２－１）では、場所的要件（物的施設の状況を含む。）及び人的要件を定めており、当該要件の適用上、仮に販売場所と免税手続き場所が分離されていても、それが一体の販売場と認められる範囲内においては、一連の行為として最終的に免税手続きが完了した時点で免税販売が行われたものと認めることが可能であり、現行制度上ではこれが許可することができる。 現状では、提案の具体的スキームが明らかではなく、許可基準に適合し、かつ、現行制度上、許可を受けることができるかが、明らかでない。 なお、提案のスキームにおける販売場所と免税手続き場所が一体の販売場と認められるものであれば、該該販売場は現行制度上の許可基準に該当し、許可を受けることが可能である（「D：現行の規定により対応可能」）。 なお、提案のスキームにおける販売場所と免税手続き場所が一体と認められない場合には、制度改正等の措置が必要となり、構造改革特別区域基本方針において、従来型の税財政措置を講じないとされていることうであり、提案に係る措置は税制上の措置に馴らないことから、検討要請事項の対象とならない（「C：特区として対応不可」）。	D及びC	—	具体的な事業関係に基づき、一体の販売場と認められれば、現行制度により対応可能である。	D	—	具体的な事業関係に基づき、一体の販売場と認められれば、現行制度により対応可能である。	1141020	開空対岸のりんくうタウンでは特区制度を活用し、イオン泉南ショッピングセンターを誘致、国は当エリアをビジット・ジャパンの拠点に位置づけ、各種プログラムを実施、府はこの取組みを活用し、外国人観光客の誘致、観光魅力の創造と消費活動の活性化のため、H17.7ワンコインバス開設による開空・りんくうタウン利用の観光客の利便性向上や、開空から第三国（台湾へ韓国旅行者を対象にランダジットツアーを実施、さらに170 店の専門店を有するクローズドモールである同じショッピングセンターを候補に、外国人、特に中国等アジアの人口光客に対し個々の輸出物品販売所で行う免税手続きのワンストップ化を図る。	提案理由：輸出物品販売場に係る許可は、通達の全要件を満たす販売場を経営する事業者が受け、購入者の購入の際に、免品引渡し同一場所で事業者自身から免税手続きを受ける必要がある。そのため、免税手続き一元化の実現には、各店舗が免税手続きまで空てを担うのでなく、十分な事務管理・納税管理の体制の下、売買・現品引渡しとは分離し免税手続きのみ集約し、専門化に行うブースの設置が必要。これにより、専門スタッフの設置による中小商業者の事務軽減、販売事業者と専門スタッフの二重チェック機能による納税手続きの適正化、正確性アップの実現、及び外国人顧客等の購入動向の捕捉が可能。 代替措置：免税手続きブースを共有する事業者が国道通の条件を満たす場合で、ブース2の場所が各店舗と十分に連携できるモール内であり、かつ、同フースが免税手続き・事務管理及び各店舗への引継ぎが確実にできる人員配置及び物的施設を有する場合の適用に限る。	大阪府	財務省
0730020	酒造の定義の見直し	構造改革特別区域法（酒税法の特例第23条、財務省関係構造改革特別区域法施行規則）	酒造製造において、使用できる物品は「米、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぷん若しくはこれらのこじ、米こうじ又は清酒かす」とする。	C		酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設け、一定の条件の下で、酒類製造業者の増加による清純の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の清酒に係る製造免許の特例では、清酒は、その性質上、長期間の保存が困難であり、特区外で流通する可能性も低いと考えられ、一方、リキュール類などについては、既に各地で製造されており、製造委託が可能であることから、保存や流通も容易であるとされている。 また、特例措置の対象となる清酒の範囲は、従前の清酒（現行平成以前に清酒として定義していたもの）と同じものとすべき旨は考えられたことから、使用できる原料（米、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぷん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かす）を限定したものであるとしたが、そもそも、使用できる原料の拡充は、従前の清酒と風味・特性が異なるものが製造される可能性があることから、認めることはできない。 現行制度を活用されたい。	C		清酒の定義を示したうえで、清酒の原料にそばを含めることが出来ない理由を明らかにされたい。 また、貴省回答によると「使用できる原料の拡充は、従前の清酒と風味・特性が異なるものが製造される可能性があるとあるが、その根拠を示されたい。 併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	今回の提案の趣旨は、清酒の持つ「風味」「特性」を生かしつつ、乗られるお客様に、より地域ぐるみで活動を盛り上げる交流の質を高めていこうとするものであり、「そば」を副原料として一定基準の割合以内で配合することに特徴あるお酒であります。そこで、以下の点について検討の３点回答をお願いします。 ① 前回の平成１７年末提案における財務省回答に清酒の定義として「①米来米だけで製造される酒 ②昭和３年以前に定義されていた清酒（原料にしあわ、ひえ等を含まれたもの）」のみが示されていた。これによると、米以外の麦、あわ、ひえ等については、配合割合等によりあるいは、特性が異なる清酒が製造される可能性があると考えられる。それにもかかわらず、「そば」が従前の定義に含まれていたために「そば」を副原料として使用することが妥当でないとされた理由を問いたい。 ② 主原料である米に「そば」を副原料として一定割合で配合し、製造された清酒が保存性、風味・特性において従前の清酒と相違が認められるかどうかの検討状況を伺いたい。 ③ 提案内容である「主原料である米以外の原料の配合割合の基準を設けること」に対する回答をお願いしたい。	貴省回答によると「提案の具体的スキームが明らかではなく、許可基準に適合しているかが定かの明確に判定することができないとあるが、具体的にどのような資料等が必要なのか、明らかにされたい。 また、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。 なお本提案は規免の手続について必要であり、従来型の税財政措置を講じてクリアしようとするものではないため、「新たな税財政措置を講じるものではない。	D及びC		具体的な事業関係に基づき、一体の販売場と認められれば、現行制度により対応可能である。	D及びC		具体的な事業関係に基づき、一体の販売場と認められれば、現行制度により対応可能である。 提案主体からの意見を踏まえ、提案主体の示すスキームが現行制度において実現可能なのかどうか明らかにされたい。	D	—	具体的な事業関係に基づき、一体の販売場と認められれば、現行制度により対応可能である。	1141020	開空対岸のりんくうタウンでは特区制度を活用し、イオン泉南ショッピングセンターを誘致、国は当エリアをビジット・ジャパンの拠点に位置づけ、各種プログラムを実施、府はこの取組みを活用し、外国人観光客の誘致、観光魅力の創造と消費活動の活性化のため、H17.7ワンコインバス開設による開空・りんくうタウン利用の観光客の利便性向上や、開空から第三国（台湾へ韓国旅行者を対象にランダジットツアーを実施、さらに170 店の専門店を有するクローズドモールである同じショッピングセンターを候補に、外国人、特に中国等アジアの人口光客に対し個々の輸出物品販売所で行う免税手続きのワンストップ化を図る。	提案理由：輸出物品販売場に係る許可は、通達の全要件を満たす販売場を経営する事業者が受け、購入者の購入の際に、免品引渡し同一場所で事業者自身から免税手続きを受ける必要がある。そのため、免税手続き一元化の実現には、各店舗が免税手続きまで空てを担うのでなく、十分な事務管理・納税管理の体制の下、売買・現品引渡しとは分離し免税手続きのみ集約し、専門化に行うブースの設置が必要。これにより、専門スタッフの設置による中小商業者の事務軽減、販売事業者と専門スタッフの二重チェック機能による納税手続きの適正化、正確性アップの実現、及び外国人顧客等の購入動向の捕捉が可能。 代替措置：免税手続きブースを共有する事業者が国道通の条件を満たす場合で、ブース2の場所が各店舗と十分に連携できるモール内であり、かつ、同フースが免税手続き・事務管理及び各店舗への引継ぎが確実にできる人員配置及び物的施設を有する場合の適用に限る。	大阪府	財務省
0730030	酒造の定義の見直し	構造改革特別区域法（酒税法の特例第23条、財務省関係構造改革特別区域法施行規則）	酒造製造において、使用できる物品は「米、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぷん若しくはこれらのこじ、米こうじ又は清酒かす」とする。	C		酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設け、一定の条件の下で、酒類製造業者の増加による清純の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の清酒に係る製造免許の特例では、清酒は、その性質上、長期間の保存が困難であり、特区外で流通する可能性も低いと考えられ、一方、リキュール類などについては、既に各地で製造されており、製造委託が可能であることから、保存や流通も容易であるとされている。 また、特例措置の対象となる清酒の範囲は、従前の清酒（現行平成以前に清酒として定義していたもの）と同じものとすべき旨は考えられたことから、使用できる原料（米、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぷん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かす）を限定したものであるとしたが、そもそも、使用できる原料の拡充は、従前の清酒と風味・特性が異なるものが製造される可能性があることから、認めることはできない。 現行制度を活用されたい。	清酒の定義を示したうえで、清酒の原料に麦大豆を含めることが出来ない理由を明らかにされたい。 また、貴省回答によると「使用できる原料の拡充は、従前の清酒と風味・特性が異なるものが製造される可能性があるとあるが、その根拠を示されたい。	C		清酒の定義を示したうえで、清酒の原料に麦大豆を含めることが出来ない理由を明らかにされたい。 また、貴省回答によると「使用できる原料の拡充は、従前の清酒と風味・特性が異なるものが製造されるとあるが、その根拠を示されたい。	C		酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設け、一定の条件の下で、酒類製造業者の増加による清純の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の清酒に係る製造免許の特例では、清酒は、その性質上、長期間の保存が困難であり、特区外で流通する可能性も低いと考えられ、一方、リキュール類などについては、既に各地で製造されており、製造委託が可能であることから、保存や流通も容易であるとされている。 その際、「清酒」とは本来米だけで製造された酒をいうが、同様に米を主原料とする醸造酒である「清酒」については、一定の副原料（あわ、ひえ等）の使用が認められていることから、清酒についても、その範囲内で米以外の原料の使用を認めるべきであるとしていたのである。 （注）昭和31年以前に「清酒」として定義していたものについても、現在と同様、「清酒」に使用できる一定の副原料（あわ、ひえ等）の範囲内で、その使用が認められていた。 仮に、使用できる原料の範囲の拡充を認める場合には、「従前の清酒」と風味・特性が異なる酒類が製造されるとの指摘があるが、その場合、清酒の概念が曖昧なものとなり、本特例措置の対象酒類を清酒に限定している趣旨が損なわれることになるため、これを認めることはできない。 なお、「従前の清酒」と風味・特性が異なる酒類が製造される可能性については、提案主体からの要望が「従来から製造している清酒に加え、風味等に特徴ある清酒を提供すること」を目的としていることから明らかであると考える。現行制度を活用されたい。												
0730040	酒造の製造事業の要件緩和	構造改革特別区域法第23条	特区内において農家民宿等を併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として清酒を製造する場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準は適用しない。	C		酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設け、一定の条件の下で、酒類製造業者の増加による清純の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、農宿等を併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、農家民宿等での清酒の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定されているものである。 現行の特例措置を有効に活用されたい。	地域活性化の観点から提案主体の要望が実現できないか、再度検討し回答されたい。	この提案は、対象酒類や免許交付の適用対象者を広げて欲しいというのではなく、特例により既に免許を交付されている者が「認定地域内で生産される米を使用する」こと、を認めて欲しい、つまり清酒の原料である米の生産を認定地域内で取り組ませてください、ということです。 従って、「採算が取れない小規模製造者の増加による清純の発生」や「税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行」等が発生することはないものと考えます。 御検討をお願いします。	C		民宿等を併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として清酒を製造する場合には、原料コストが通減できると考えられたため、使用原料の要件を設けているものであり、この要件を緩和することは、税の保全上支障を来たす惧れがあることから、認めることはできない。	C		民宿等を併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として清酒を製造する場合には、原料コストが通減できると考えられたため、使用原料の要件を設けているものであり、この要件を緩和することは、税の保全上支障を来たす惧れがあることから、認めることはできない。	1032010	どぶろく の原料を認定地域内で確保することで、どぶろく の安定供給を可能とすることに、地域全体で取り組む地域活性化を目指す。 具体的には、現在、特例の要件となっている「自らが生産する米を使用する」を「認定地域内で生産される米を使用する」ことし、「家族や地域の農業仲間が生産した米を原料として使用することを可能とする。 これにより、どぶろく を用いた地域活性化について地域ぐるみで盛上げていこうという機運を高め、不作の年においてもどぶろく を安定供給するための原料量を確保することが可能となる。	提案理由： 本県では、今年、近年まれに見る台風により農産物が大きな被害を受けておりまして、清酒製造の原料を確保するため、地域の地元の農業者からの原料供給を可能とする提案を行いたいと思います。また、提案が認められれば、グリーン・ツーリズムの推進にあたり地域的な広がりも期待でき、地域活性化に資することなります。 代替措置： 清酒を製造できる事業者を農業者で農園レストラン等を経営しているような人という要件を残すことにより、採算が取れない小規模製造者の増加を抑えることができます。また、免許交付の際に原料を取引する契約農家を限定すれば、実効把握は容易であるため密造の横行は防ぐことが可能となります。	宮崎県	財務省
0730050	酒造の製造事業の要件緩和	構造改革特別区域法第23条	特区内において農家民宿等を併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として清酒を製造する場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準は適用しない。	C		酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設け、一定の条件の下で、酒類製造業者の増加による清純の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、農宿等を併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、農家民宿等での清酒の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定されているものである。 現行の特例措置を有効に活用されたい。	地域活性化の観点から提案主体の要望が実現できないか、再度検討し回答されたい。		C		民宿等を併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として清酒を製造する場合には、原料コストが通減できると考えられたため、使用原料の要件を設けているものであり、この要件を緩和することは、税の保全上支障を来たす惧れがあることから、認めることはできない。	C		民宿等を併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として清酒を製造する場合には、原料コストが通減できると考えられたため、使用原料の要件を設けているものであり、この要件を緩和することは、税の保全上支障を来たす惧れがあることから、認めることはできない。	1084010	兵庫県丹波市山南町の地域特産である「波方の里」薬草と地域文化祭「丹波の里」を組み合わせることにより新たな地域活性化を図る。 A. 赤米づくり と赤米ふるくづくり　山南町内において20年前から作られている赤米をさらに作付面積を増加し、地区内耕作者が赤米ビふるくを つくり販売する。 B. 山南町にあるリフレッシュ館（年間１０万人が入湯）に薬膳料理とも に赤米ごふるを提供する。 C. 祭りの連携 上大 地区　：　青田・稚場の大歳神社の神楽の祭りに参拝者にふるまう。 久 下地区　：　常願寺の「鬼こそ の法要の時参拝者にふるまう。 小川地区　：　石巻寺の「足利氏ゆかりの石着寺のもみじ祭 の武者行列時に観光客にふるまう。 和田地区　：　狭宮神社の薪能の時に観光客にふるまう。 D. 町内飲食店との連携町内に有する各飲食店で、この店に入って提 事をしても赤米ビふるづくりが飲めるようにする。	平城京址から出土した木簡に表に「水上郡井原郷上里赤飯米五斗」裏に「上五戸語 丁身」と記してあり、これは井原郷の語り部である身分という人物が、赤米を貢納した際につけたものであり、又、近衛天皇の大嘗祭に水上郡の赤米が献納されたことを明らかにしているのは藤原頼長「平安時代末期の延喜左大臣」が著した日記「台記」のなかにある「中臣の祭詞」という一 大官祭とは、天皇の即位礼の後、天の行われる新穀の供で天皇として機械を行ない、大官祭のためにこしらえた悠紀殿、主基殿という特別な神 殿のなかに天皇がひとり入って神と共食し、天皇の機械を食べ付た。また大官祭に使われるお米を献上する役割を悠紀、主基といってその役割をつかさどる地方を割り あ てていたが、悠紀は近江の国、主基は丹波の国だったと近衛天皇の大嘗祭に大中臣の清麻がなくなた校時で、その なかに「主基に丹波の国の水上を共に定めて」とあることから、水上郡（現丹波市）が主基の役割をつとめ、お米の抜き穂を献上したことがわかる。さらに「赤米の語りと関りしめ」ことあり、献上した お米の抜き穂は、赤米であったあかしであるあるように古くから山南町地域で赤米がづくりされ、又、当然の如く赤米でつくった「ビふるく」が神事や祝儀で愛飲されていたことと推察する。歴史の深みと重みを十分に認識し赤米の栽培と赤米の「ビふるく」をつくる、ついては、地域の活性化に関する地 事をしても赤米ビふるくが飲めるようにする。	山南町商工会	財務省
0730060	酒類製造免許の要件緩和	酒税法第7条第2項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の種類別に、その製造場の所在地税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一今現の酒類の製造見込数量が次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。 一　清酒　六キロリットル 二　合成清酒　六キロリットル 三　しょうちゅう甲類　六キロリットル 四　しょうちゅう乙類　キロリットル 五　みりん　キロリットル 六　ビール　六キロリットル 七　果実酒類　六キロリットル 八　ウイスキー類　六キロリットル 九　スピリッツ類　六キロリットル 十　リキュール類　六キロリットル 十一　雑酒　六キロリットル	C		酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設け、一定の条件の下で、酒類製造業者の増加による清純の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 なお、既存の酒類製造業者に制造を委託することについては、現行法上、特に制約はない。 また、税収確保を併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、農家民宿等での清酒の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定されているものである。	貴省回答によると「酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられている」とあるが、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられている」とあるが、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられている」とあるが、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられている」とあるが、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C		(1) 採算性については、①地域食材供給施設を運営する農業者が市場出荷規格外の原材料を供給するので原料コストが無視できる範囲である。②発酵、熟成の工程を含まず設備投資を要しない。③施設での飲食代金収入が得られる、という事から総合はないと考えられる。 (2) 税務当局の実態把握、密造防止については、①リキュール酒の場合、消費者が自己消費のため梅酒等を漬ける事は酒類の製造には該当しない。②施設内での飲用の提供に限定しており、持ち帰りには供さない、という事から提供を伺者できると考えられる。 (3) 施設内での飲用の提供に限定しており、流通への影響はないと考える。 (4) 製造委託については、地域の農業者が自ら製造することが個性豊かな特産品を生み出し、それを都市の住民が求めて直行に来ることが、G1の推進につながることと考える。 以上のことを考慮され、再検討をお願いしたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C		酒類の製造免許は、税の保全の観点から一般に採算の取れる程度の製造が可能な場合に限って付与する必要があることから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かを判断するために最低製造数量基準を設けているものである。 製造コストを回収するのに必要な水準は業態や製造において行う設備投資によって異なることは否定しないが、免許申請時における個々の事業者の業態や設備投資の状況により、将来的な経営状況や財務状況を判断することは不可能である。 このようなことから、酒類の製造事業において採算が取れる否かの判断は最低製造数量基準によっているところである。 また、この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、検討要請に対する回答で示したとおり、清純の発生や密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 なお、「清酒」とは本来米だけで製造された酒をいうが、同様に米を主原料とする醸造酒である「清酒」については、一定の副原料（あわ、ひえ等）の使用が認められていることから、清酒についても、その範囲内で米以外の原料の使用を認めるべきであるとしていたのである。 （注）昭和31年以前に「清酒」として定義していたものについても、現在と同様、「清酒」に使用できる一定の副原料（あわ、ひえ等）の範囲内で、その使用が認められていた。 仮に、使用できる原料の範囲の拡充を認める場合には、「従前の清酒」と風味・特性が異なる酒類が製造されるとの指摘があるが、その場合、清酒の概念が曖昧なものとなり、本特例措置の対象酒類を清酒に限定している趣旨が損なわれることになるため、これを認めることはできない。 なお、「従前の清酒」と風味・特性が異なる酒類が製造される可能性については、提案主体からの要望が「従来から製造している清酒に加え、風味等に特徴ある清酒を提供すること」を目的としていることから明らかであると考える。現行制度を活用されたい。												
0730070	多機能ベンダーのみによる酒類小売業免許の付与	酒税法第９条第１項	酒類の販売業をしようとする者は、販売場ごとにその販売場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。	C	IV	自動販売機のみによって酒類小売業をしようとする場合は、未成年者飲酒防止及び交通事故防止の観点から、原則として免許を付与しないことしている。 なお、近年、未成年者飲酒防止等、酒類小売業界に対する社会的要請が高まっており、あらゆる局面でその対応が求められており、酒類小売業界においては、自動販売機について自主的なの撤廃等の取組みを行っている。	提案主体のいう「未成年者年齢識別装置搭載自販機」「管理人の目の届く範囲に設置」といった措置を講じた場合でも提案の実現はできないか、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	IV	酒類小売業者は、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律、昭和28年法律第７号」第86条の３第１項の規定により、販売場ごとに、当該販売場において酒類の販売業務に従事する者のうちから酒類販売管理者を選任し、その者に、当該酒類小売業者又は当該販売場において酒類の販売業務に従事する使用人その他の従業者に対し、これらの者が酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守してその業務を業務するために必要な助言又は指導を行わなければならないこととされている。なお、当該酒類販売管理者は、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則」第１１条の４第３号の規定において、酒類小売業者に引き続き１月以上の期間継続して雇用されることが予定されている者のうちから選任することとされており、マンションの管理人を酒類販売管理者として選任することはできない。 また、酒類小売業界においては、未成年者飲酒防止等、酒類小売業界に対する社会的要請が高まっていることを踏まえ、自動販売機について自主的な撤廃等の取組みを行っており、その結果、平成12年6月現在124.4千台あったものが、平成16年4月現在58.8千台、平成21年4月現在49.1千台と大幅に減少してきている。 したがって、このような状況の中、新たに自動販売機のみによる酒類小売業免許を付与することは困難である。												
0730080	しょうちゅう乙類製造免許の要件緩和	酒税法第１０条第１１号 酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第１０条第１１号関係の２（４）	しょうちゅう乙類製造免許のうちその他のしょうちゅう（かす取りしょうちゅう以外のもの）については、酒税の保全上酒類の製造の功能を維持する必要があるため、申請製造場の所在する地域の米、麦、さつまいも及びそば以外の特産物を主原料とし、かつ、販売先がその地域に限定されていると認められる場合には、免許を付与することしている。	B－１	IV	米、麦、さつまいも又はそばを主原料としてしょうちゅう乙類を製造しようとする場合には、以下の要件を満たす場合には、免許を付与すると方向で現在パブリックコメントを実施中である。 ① 製造場の所在する地域（原則として市町村）で生産された特産品である米、麦、さつまいも又はそばを主原料とする場合 ② 製造場の所在する都道府県における しょうちゅう乙類の課税移出数量と消費数量を比較した場合に、後者は少ないこと、課税移出数量が消費数量を下回っている場合 ③ 1製造場当たりの製造数量は、当分の間、年間100キロリットルを限度とする	貴省回答によると「酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられている」とあるが、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられている」とあるが、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられている」とあるが、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 ② 税務当局の実態把握、密造防止については、①リキュール酒の場合、消費者が自己消費のため梅酒等を漬ける事は酒類の製造には該当しない。②施設内での飲用の提供に限定しており、持ち帰りには供さない、という事から提供を伺者できると考えられる。 ③ 施設内での飲用の提供に限定しており、流通への影響はないと考える。 ④ 製造委託については、地域の農業者が自ら製造することが個性豊かな特産品を生み出し、それを都市の住民が求めて直行に来ることが、G1の推進につながることと考える。 以上のことを考慮され、再検討をお願いしたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C		酒類の製造免許は、税の保全の観点から一般に採算の取れる程度の製造が可能な場合に限って付与する必要があることから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かを判断するために最低製造数量基準を設けているものである。 製造コストを回収するのに必要な水準は業態や製造において行う設備投資によって異なることは否定しないが、免許申請時における個々の事業者の業態や設備投資の状況により、将来的な経営状況や財務状況を判断することは不可能である。 このようなことから、酒類の製造事業において採算が取れる否かの判断は最低製造数量基準によっているところである。 また、この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、検討要請に対する回答で示したとおり、清純の発生や密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 なお、酒税法では、免許要件として、免許申請時点での免許申請者の資金力や経営能力等を判断する経営基礎要件（酒税法第10条第11号）を設けていなが、この要件により将来的な経営状況や財務状況を把握することはできないことから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かの判断は最低製造数量基準によらざるを得ない。	C		酒類の製造免許は、税の保全の観点から一般に採算の取れる程度の製造が可能な場合に限って付与する必要があることから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かを判断するために最低製造数量基準を設けているものである。 製造コストを回収するのに必要な水準は業態や製造において行う設備投資によって異なることは否定しないが、免許申請時における個々の事業者の業態や設備投資の状況により、将来的な経営状況や財務状況を判断することは不可能である。 このようなことから、酒類の製造事業において採算が取れる否かの判断は最低製造数量基準によっているところである。 また、この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、検討要請に対する回答で示したとおり、清純の発生や密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 なお、酒税法では、免許要件として、免許申請時点での免許申請者の資金力や経営能力等を判断する経営基礎要件（酒税法第10条第11号）を設けていなが、この要件により将来的な経営状況や財務状況を把握することはできないことから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かの判断は最低製造数量基準によらざるを得ない。 いずれにせよ、提案の趣旨と異ならないのであれば、そもそも原料コストを通減できるとの理由で、そば を原料とする酒類ではないと考えられることから、現行制度を活用されたい	1036010	地域経済の再生と発展の鍵となり、地域企業の体質強化や利益増大を目指し、有志が共同で農業分野への参画を図り、「焼酎原料として の つまいも生産」を続ける農業法人を設立し、地域ブランドとして の つまいも等、農産物生産と流通を行い、最終的に町内に焼酎工 場の誘致・設立を推進し、地域産業の総業発展を目指す。新上五島 町内では、耕作地の減少・荒廃化が進んでいる。これらを解消し島 嶼の集積・有効利用をする、特産品作物の地産地消で、学校給食への 利用により安全な食品で食育を実践する、農業の担い手確保のため 就農者育成事業として農業体験等を行う、異業種法人・個人の新規 農業参入を可能にすることで周年の安定雇用を確保する。	第7次特区提案での再々検討要請する財務省の回答は、「規制緩和推進3カ年計画（再改定）」（平成12年3月31日閣議決定）のフォローアップ結果（平成16年3月31日付規制改革・民間開放推進会議公表資料）で「計画上講ずるとされた措置をすでに完了している」と整理して、事実上酒造免許に関する特区提案は実施を終了を拒絶している。しかしながら、同3カ年計画の「実施状況の評価方法の明示」では、「酒類製造業の免許の要件緩和を酒造の方向で見直す」という部分は逆かかる決定で、中小企業の合理化部分だけの援護と措置になっており、計画上講ずるとされた処置は完了しては反ないと思われる。特例の要望が地域ではいまだ切らかであり、これを機に酒類製造業はこの「酒造りの文化」を守り、地域の酒類の活性化に貢献する。	有限会社シーランファーム	財務省

07 財務省(8次提案最終回答)

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類に対する見直し	措置の内容に対する見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類に対する見直し	措置の内容に対する見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0730080	しょうちゅう乙類製造免許の要件緩和	酒税法第10条第11号 酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第10条第11号関係の2（4）	しょうちゅう乙類製造免許のうちその他のしょうちゅう（かす取りしょうちゅう以外のもの）については、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため、申請製造場の所在する地域の米、麦、さつまいも及びそば以外の特殊物を主原料とし、かつ、販売がその地域に限定されていると認められる場合には、免許を付与することとしている。	B－１	Ⅳ	米、麦、さつまいも又はそばを主原料としてしょうちゅう乙類を製造しようとする場合には、以下の要件を満たす場合には、免許を付与する方向で現在パブリックコメントを実施中である。 ① 製造場の所在する地域（原則として市町村）で生産された特産品である米、麦、さつまいも又はそばを主原料とする場合 ② 製造場の所在する都道府県における しょうちゅう乙類の課税移出数量と消費数量を比較した場合に、直近3か年において、課税移出数量が消費数量を下回っている場合 ③ 1製造場当たりの製造数量は、当分の間、年間100キロリットルを限度とする															